

生活支援サービス契約書

サービス付き高齢者向け住宅あすなろ

鹿島開発株式会社

サービス付き高齢者向け住宅あすなろ 生活支援サービス契約書

様(以下「入居者」という)と、鹿島開発株式会社(以下「事業者」という)は、サービス付き高齢者向け住宅あすなろの居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される生活支援サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

本契約は、要支援・要介護認定を受けていない、または介護外部サービス利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護のサービス提供契約を締結していない方を対象とします。

第一章 総 則

第1条 (契約の目的)

事業者は、入居者に対し、入居者が安全かつ安心して主体的に生活を継続出来る住まいの充実を図ることが出来るよう、入居者の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、入居者は、生活支援サービスの対価としてサービス料金を事業者を支払うものとします。

第2条 (状況把握・生活相談等の生活支援サービス)

事業者が入居者に提供する状況把握サービス、生活相談サービス、緊急時対応サービス、その他の生活支援サービスの内容の詳細は、別紙「生活支援サービス重要事項説明書」に記載します。

第3条 (生活支援基準外サービス)

1. 事業者は、入居者との合意に基づき、以下の内容の生活支援の基準外サービスを提供することが出来るものとします。詳細は、別紙「生活支援サービス重要事項説明書」の別添3「介護サービス等の一覧表」を参照して下さい。
 - ① 食事、特別食の調理
 - ② 居室への配膳
 - ③ 理美容サービス
 - ④ レクリエーション、行事の提供
 - ⑤ 排泄用品の提供
 - ⑥ 買物や散歩等の外出の同行、通院の同行など
 - ⑦ シーツカバー類の貸出と洗濯
2. 前項のサービスについて、その利用料金は入居者が負担するものとします。
3. 事業者は、第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて入居者およびその身元引受人等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第4条 (基本サービス費に含まれるサービス)

1. 事業者は以下の内容を基本サービスとして、入居者に提供します。
 - ① 健康相談を受けるサービス
 - ② 巡回訪問・安否確認サービス
 - ③ 連絡取次調整等を行う窓口サービス
 - ④ その他生活相談サービス

⑤ 緊急時対応サービス

2. 前項のサービスについて、その利用料金は月毎の基本サービス費に含まれるものとします。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、入居者の希望により提供するサービスについては、サービス終了時に入居者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
2. 事業者は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
3. 入居者は、事業所において、入居者に関する第2項の諸記録を閲覧出来ます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金）

1. サービス料金は月額 11,000 円（税込）とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。
2. 第3条に定めるサービスについては、入居者は、別紙「生活支援サービス重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、入居者の日常生活上必要となる諸費用の実費を、事業者を支払うものとします。
4. 前1～3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、事業者は請求書に明細を付して毎月20日までに（毎月15日に発行）入居者又は身元引受人に、郵送又は手渡しにより請求し、入居者は、翌月27日までに事業者へ口座振替もしくは銀行振込にて支払うものとします。
5. 事業者は、入居者から料金の支払を受けたときは、入居者に領収書を発行します。

第7条（利用料金の変更）

1. 事業者は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動によりサービス料金が不相当になった場合には協議の上で、サービス料金を変更することが出来るものとします。
2. 入居者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来ます。

第8条（契約の有効期限）

本契約の有効期限は、本契約成立の日から1年とし、その後は毎年自動更新とします。ただし、事由の如何を問わず、鹿島開発株式会社「サービス付き高齢者向け住宅あすなろ（東京都日野市百草1042-21）」における賃貸借契約が終了したとき、入居者が要支援・要介護認定を受けたとき、入居者が死亡したときは、本契約は終了します。

入居者が要支援・要介護認定を受けた場合、予防・特定施設入居者生活介護利用契約を結ぶこともでき、そのときには本契約は終了します。

第9条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することが出来ず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。
2. 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
 - ①一定の観察期間を置くこと。
 - ②主治医及び介護サービス提供スタッフ（生活支援及び外部訪問介護含む）等の意見を聴くこ

と。

③契約解除の通告について1ヶ月の予告期間をおくこと。

④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

⑤身元引受人等がいる場合は、身元引受人等の意思確認をおこなうこと。

3. 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、入居者が正当な理由なく事業者を支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがなく、本契約における事業者と入居者との信頼関係を著しく害するものであると判断される場合には、1ヶ月の予告期間を置いて、本契約を解除することがあります。この場合、前項④号と⑤号の規定を準用します。

第10条（入居者からの中途解約）

入居者は、事業者に対して、14日間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することが出来ます。

第11条（清算）

第8条の規定に基づき本契約が終了した場合において、入居者が既に実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務、その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1ヶ月以内に清算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、利用日数に基づいて清算した金額とします。

第12条（事業者の守秘義務）

1. 事業者及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族等に関する秘密を第三者に洩らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、入居者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、入居者の同意を得るものとします。

第13条（緊急時の対応等）

事業者は、生活支援サービスを利用している入居者に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第14条（損害賠償）

事業者は、生活支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。

第15条（相談・苦情処理）

事業者は窓口を設置し、入居者の相談、介護保険サービス、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第16条（契約履行と協議事項）

1. 事業者及び入居者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、事業者及び入居者が誠意を持って協議のうえ定めま

す。

第17条（連帯保証人）

- 1、 連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2、 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3、 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとします。
- 4、 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙のすべての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

第18条（身元引受人）

- 1、 身元引受人は、乙が病気・死亡等の場合に、事業者または事業所管理者からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行うものとします。
- 2、 身元引受人は、本契約が解約・解除その他の事由により終了した場合は責任をもって乙の身柄を引き受けるものとする。
また、身元引受人及び連帯保証人は本物件の明け渡しについては連帯して責任を負うものとする。
- 3、 身元引受人は前各項に規定する身元引受人に支障が生じたときは、直ちに事業者はその旨を届け出るとともに、事業者の承認を得て新たに身元引受人を定めるものとする。
- 4、 身元引受人は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは直ちにその旨を、甲に届け出るものとする。

第19条（重要事項説明書の確認）

契約の締結に当たり、事業者は入居者に対し、別紙「生活支援サービス重要事項説明書」に基づき重要な事項の説明を行い、入居者はその内容を了承したものとします。

第20条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、鹿島開発株式会社〔サービス付き高齢者向け住宅あすなろ（東京都日野市百草 1042 番地の 21）〕の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 ()

極度額 800,000 円

事業者 住所 東京都小平市小川町一丁目390番地の2
事業者 鹿島開発株式会社

代表者氏名 代表取締役 本多重晴 印